

## 福山市立大学新棟整備基本計画策定支援業務委託仕様書（案）

### 1 委託業務名

福山市立大学新棟整備基本計画策定支援業務委託（以下「本業務」という。）

### 2 業務目的

近年、急速な人口減少・少子高齢化の進行やDXの加速度的な進展、脱炭素社会に向けた社会・経済システムの変革など大学を取り巻く環境は厳しさを増し、大学に期待される役割も大きく変化している。

こうした社会経済情勢の変化や、理工系人材の育成・大学の機能強化等の地域ニーズを受け止め、福山市立大学は、2023年（令和5年）7月に国の大学・高専機能強化支援事業の選定を受け、2027年（令和9年）4月の新学部設置に向けた検討を進めている。

新学部の設置に当たり、教員研究室や工学系の専門機器等を活用した実験・実習の設備に加え、学びや研究成果を地域に還元するため、本格的なものづくり研究機能や地域・企業との共創機能など、地域や企業にも開かれた未来志向型のスペースを備える必要がある。一方で、メインキャンパスである港町キャンパスは、コンパクトな都市型キャンパスで諸室の稼働率が高い状況にあり、2024年度（令和6年度）完成予定の学生の福利厚生・地域連携拠点である複合施設（小松安弘記念館）を最大限活用したとしてもスペースや必要機能の確保が困難であることから、新たな施設の整備が必要である。

本業務は、2024年（令和6年）3月に策定した新学部設置基本構想の内容を十分に踏まえた上で、今後の設計・施工等に必要な具体的かつ実現可能な新棟整備基本計画の策定に向け、必要な支援を受けることを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結日から2024年（令和6年）8月30日（金）まで

### 4 業務内容

本業務の内容は、次のとおりとする。なお、内容については、その都度、あらかじめ発注者と受注者が協議を行った上で決定する。

#### (1) 整備概要の検討

##### ア 施設内容、規模の検討

必要な施設の内容（機能）や規模について条件リストの作成、諸室及び想定面積表の作成を行う。

##### イ 建築上必要な条件、手続等の整理

各種法令に基づき、施設整備に必要な条件及び諸手続等の整理を行う。

##### ウ 整備場所周辺のインフラ調査

新棟建設に向けて必要となる整備場所周辺のインフラ調査及びインフラ取り合い  
点の検討を行う。

エ 配置計画及び平面計画の作成、敷地利活用の検討

新棟の配置図及び各階平面図を作成する。また、港町キャンパス及び複合施設  
(小松安弘記念館)との機能面での接続を前提とした新棟敷地の利活用を検討す  
る。

オ 概算事業費の算出及び事業手法の検討

基本設計費、実施設計費及び工事施工費(外構工事を含む。)、工事監理費、家具  
備品費、各種調査費の概算資料の作成等、導入可能性のある事業手法(各整備手法  
のメリット・デメリットを整理し、順位付けする。)の検討を行う。

カ 事業スケジュールの作成

2027年度(令和9年度)4月までの供用開始をめざして、事業スケジュールを作  
成する。

キ イメージパースの作成

鳥瞰、外観それぞれ1カット以上のイメージパースを作成する。

(2) 新棟整備基本計画の作成

(1)ア～キを基に、学内ヒアリング及び修正等をした上で、新棟整備基本計画として  
取りまとめる。

#### 4 成果物

(1) 本業務の成果物は次のとおりとし、電子データで提出すること。なお、発注者の求  
めに応じて、適宜報告を行い、発注者の求めに応じて修正を行うこと。

ア 新棟整備基本計画 【3(1)(2)関連】

イ 新棟整備基本計画(概要版) 【3(1)(2)関連】

ウ 会議・打合せ・調査・協議・検討資料

エ その他発注者が求めるもの

(2) 成果物の納入先は、公立大学法人福山市立大学事務局経営企画課とする。

(3) 成果物の内容は、発注者と協議の上で取り決めるものとする。

(4) 成果物の納入期限は、別途指示する。

(5) 成果物は全て発注者に帰属することとし、受注者は発注者の承諾を得ずに使用又は  
公表しないこととする。

#### 5 その他

(1) 会議・打合せ・調査・協議・検討資料など一部の資料については、履行期限前に提出  
を求めることがある。

(2) 本業務の履行に当たっては、契約約款及び本仕様書に基づき実施すること。なお、

契約約款及び本仕様書に記載されていない事項又は疑義が生じた場合、発注者と受注者で協議し実施すること。

- (3) 受注者は、業務従事者（以下「従事者」という。）の名簿を事前に発注者に提出すること。異動のあるときも同様とする。
- (4) 従事者の交代時は、業務連絡を綿密にし、業務に支障をきたさないこと。
- (5) 業務委託の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。
- (6) 本委託業務の履行に伴い発生する成果物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利含む。）は、全て発注者に属するものとする。
- (7) 本委託業務により得られる著作物の著作権者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこと。また、受注者は本成果品の制作に関与したものについて著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約するもの。
- (8) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないこととする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、本学と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。
- (9) 受注者が業務委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (10) 受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないこととする。また、業務委託終了後も同様とする。
- (11) 発注者は、本業務を実施する上で必要な資料を受注者に貸与するものとし、受注者は責任をもって貸与資料の管理を行うとともに、業務完了後速やかに返却すること。